

第1号様式(第2条関係)

文市市第 号
年 月 日

様

京都市長 印

不適正な取引行為是正指導書

下記の取引行為は、京都市消費生活条例第20条第 号 に掲げる不適正な取引行為に該当すると認められるので、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導します。

講じた是正措置については、不適正な取引行為是正回答書(別添様式)により回答してください。

なお、この指導に従わないときは、同条例第35条第1項の規定により勧告することがありますので、念のために申し添えます。

記

1 不適正な取引行為の内容

2 該当条項 京都市消費生活条例第20条第 号

3 回答期限 年 月 日

4 回答先 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課(京都市市民生活センター)

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 京都市長

所在地

事業者名

代表者名

印

不適正な取引行為是正回答書

年 月 日付文市市第 号で指導がありました不適正な取引行為について、下記のとおり是正しましたので、報告するとともに、今後このような取引行為を行わないことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日 年 月 日

第4号様式（第3条関係）

文市市第 号
年 月 日

様

京都市長 印

不適正な取引行為是正勧告書

下記の取引行為は、京都市消費生活条例第20条第 号 に掲げる不適正な取引行為に該当すると認められるので、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導しましたが、是正が見られないため、同条例第35条第1項により、 年 月 日までに的確な措置を講ずるよう、勧告します。

講じた是正措置については、不適正な取引行為是正回答書（別添様式）により回答してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例第35条第2項の規定により、勧告に従わない旨及びその勧告内容を公表することがありますので、念のために申し添えます。

記

- 1 不適正な取引行為の内容
- 2 該当条項 京都市消費生活条例第20条第 号
- 3 勧告に至った経過
- 4 是正措置実施期限 年 月 日
- 5 回答期限 年 月 日
- 6 回答先 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課（京都市市民生活センター）

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京都市長

所在地

事業者名

代表者名

印

不適正な取引行為是正回答書

年 月 日付文市市第 号で勧告がありました不適正な取引行為について、下記のとおり是正しましたので、報告するとともに、今後このような取引行為を行わないことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日 年 月 日

文市市第 号
年 月 日

様

京都市長

印

不適正な取引行為により勧告を受けた事業者の関係者等への通知書

年 月 日，本市は，京都市消費生活条例第20条第 号 に掲げる不適正な取引行為を行った下記事業者に対し，京都市消費生活条例第35条第1項に基づく勧告を行いましたので，同条例同条第3項により通知します。

記

事業者名		代表者名	
所在地			
主な事業内容			
勧告の対象となる不適正な取引行為の内容			
該当条項	京都市消費生活条例第20条第 号		
勧告の内容	是正措置実施期限 年 月 日		
今後の対応	上記，是正措置実施期限までに，正当な理由がなく，勧告に従わないときは，京都市消費生活条例第35条第2項に基づき，その旨及びその勧告の内容を公表することがある。		

* 参考「京都市消費生活条例」(抄)

(事業者に対する勧告及び公表)

第35条 市長は，事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは，当該事業者に対し，相当の期限を定めて，同条の措置を的確に講じるよう勧告することができる。

2 市長は，前項の規定による勧告を受けた者が，正当な理由がなく，その勧告に従わないときは，その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は，第1項の規定による勧告をしたときは，その旨及びその勧告の内容を，同項の事業者が所属する事業者団体，当該事業者と契約関係にある他の事業者（市長が当該関係を知っている場合に限る。）その他市長が適当と認める者に通知しなければならない。